

## 議案第13号

### 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略	
略			
臨床研修医研	県内における知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）	略	

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略			
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略	
略			
臨床研修医研	県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を	略	

修資金 貸付金	の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金
略	

備考

- 1 略
- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。  
(1)・(2) 略  
  
(3) 略
- 3 略
- 4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算について

修資金 貸付金	受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金
略	

備考

- 1 略
- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。  
(1)・(2) 略  
(3) 知事が特に指定する病院の特定診療科以外の診療科において常勤医師としての業務に従事する者にとっては、前2号に規定する期間に当該業務に従事する期間（3年を上限とする。）を加えた期間
- (4) 略
- 3 略
- 4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算について

ては、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

ては、知事が特に指定する病院の特定診療科において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。